第三条第一項中「万分の三（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等に係る補償契約については、万分の一・五）」を「、次の各号に掲げる補償契約の区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

一　原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）第二条の表第一号に規定する熱出力が一万キロワットを超える原子炉の運転に係る補償契約　一万分の二十

二　前号に掲げる補償契約以外の補償契約　一万分の三（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等に係る補償契約については、一万分の一・五）

第四条第七号中「（昭和三十七年政令第四十四号）」を削る。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

文部科学大臣　平野　博文
内閣総理大臣　野田　佳彦

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第十三号

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十五条、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「いう」の下に「。第五号において同じ」を加え、同表第五号中「前号の」を「前号に規定する」に、「これ」を「当該放射性物質若しくは第二号に規定する装置から発生した電離放射線」に改める。

（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を削る。

附則第四条第二項を削り、同条を附則第三条とする。

附則第五条中「並びに前条第一項」を「及び前条」に改め、「及び同条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合」を削り、同条を附則第四条とする。

附則第六条から第八条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（以下「旧改正令」という。）附則第三条各号に掲げる物のうち、この政令の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

2　前項の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する旧改正令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

3　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第二百八十一号）附則第三条、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百四十九号）附則第六条、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百九十五号）附則第三条及び労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四号）附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧改正令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用についても、前項と同様とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為並びに前条第二項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第十四号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年十月一日とする。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令及びハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦